

仕 様 書

1 件 名 五條市庁舎等施設の電力供給

2 概 要

(1) 適用範囲

本仕様書は、次に掲げる施設で使用する電力の供給について適用する。

(2) 供給場所

- | | |
|----------------------------|------------------|
| ① 五條市役所・奈良県五條総合庁舎 | 五條市岡口1丁目3番1号 |
| ② 五條市役所西吉野支所 | 五條市西吉野町城戸122番地の1 |
| ③ 五條市役所大塔支所 | 五條市大塔町辻堂41番地 |
| ④ 旧五條市役所本庁舎 | 五條市本町1丁目1番1号 |
| ⑤ 保健福祉センター | 五條市野原西6丁目1番18号 |
| ⑥ 人権総合センター | 五條市五條4丁目1番3号 |
| ⑦ 斎場ハートピアさくら | 五條市五條4丁目10番1号 |
| ⑧ エコ・リレーセンターごじょう | 五條市近内町1104番地の4 |
| ⑨ 養護老人ホーム花咲寮 | 五條市二見5丁目3番63号 |
| ⑩ 上野公園（ベストライン上野パーク） | 五條市上野町246番地 |
| ⑪ 上野公園総合体育館（ベストラインシダーアリーナ） | 五條市上野町246番地 |
| ⑫ 五條中央公園 | 五條市五條4丁目317番地の1 |
| ⑬ 五條市林産物加工施設 | 五條市大塔町辻堂113番地 |
| ⑭ 五條小学校 | 五條市本町1丁目1番4号 |
| ⑮ 牧野小学校 | 五條市中之町921番地 |
| ⑯ 五條東小学校 | 五條市今井町1153番地 |
| ⑰ 五條南小学校 | 五條市野原中3丁目5番43号 |
| ⑱ 五條中学校 | 五條市下之町50番地 |
| ⑲ 五條東中学校 | 五條市今井5丁目7番12号 |
| ⑳ 五條西中学校 | 五條市大澤町374番地 |
| ㉑ 西吉野農業高等学校 | 五條市西吉野町江出174番地の1 |
| ㉒ 学校給食センター | 五條市岡町210番地の1 |
| ㉓ 須恵公民館 | 五條市須恵3丁目4番44号 |
| ㉔ 二見公民館 | 五條市二見2丁目5番1号 |
| ㉕ みらいこども園 | 五條市本町3丁目1番13号 |
| ㉖ ゆめこども園 | 五條市近内町731番地 |
| ㉗ きぼうこども園 | 五條市中町31番地 |

(3) 用途

庁舎等の電気設備用

3 契約期間

【1日検針日程 19施設①～⑦、⑭～⑲、㉑】

令和7年12月1日0時から令和9年11月30日24時まで（24か月）

【2日検針日程 1施設⑳】

令和7年12月2日0時から令和9年12月1日24時まで（24か月）

【3日検針日程 1施設⑨】

令和7年12月3日0時から令和9年12月2日24時まで（24か月）

【11日検針日程 1施設⑬】

令和7年12月11日0時から令和9年12月10日24時まで（24か月）

【12日検針日程 1施設⑮】

令和7年12月12日0時から令和9年12月11日24時まで（24か月）

【15日検針日程 2施設⑧、⑯】

令和7年12月15日0時から令和9年12月14日24時まで（24か月）

【19日検針日程 2施設⑩、⑰】

令和7年12月19日0時から令和9年12月18日24時まで（24か月）

4 仕様

- (1) 供給電気方式等 別紙1 供給施設の設備状況一覧表のとおり
- (2) 予定契約電力及び予定使用電力量
 - ① 予定契約電力 別紙2 予定使用電力量及び予定契約電力のとおり
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。
 - ② 予定使用電力量 別紙2 予定使用電力量及び予定契約電力のとおり
予定使用電力量は使用実績から見込まれる予定であるため、気象条件や社会情勢の変動により、契約期間中に実際、使用される電力量は、この値から増減する。
 - ③ 電力使用実績 別紙3 使用電力量等の実績のとおり
(令和6年4月から令和7年3月)
- (3) 需給地点
別紙1 供給施設の設備状況一覧表のとおり
- (4) 電気工作物の財産分界点
「(3)需給地点」に同じ。
- (5) 保安上の責任分界点
「(3)需給地点」に同じ。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (6) 検針日および計量
 - ① 各月の検針日は、供給者との協議により定められた日によるものとする。
 - ② 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みとする。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みとする。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍する。）する。
 - ③ 計量器の付属装置に検針日の計量値が記録され、検針日以降に遠隔検針により確認できるときは、②にかかわらず、その値により、前回の検針日から検針日の前日までの期間の使用電力量を算定する。
 - ④ 計量期間は前月検針日の0時から当月検針日の前日の24時までとする。
 - ⑤ 使用電力量の検針後、各施設の検針結果（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を速やかに所管課へ通知するものとする。
- (7) 電気料金の算定方法

- ① 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」とする。）とする。
- ② 電気料金は、次の（ア）から（エ）に掲げる料金を合算した額とする。
- （ア）基本料金
 契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。
 ・基本料金＝契約電力×基本料金単価×（1.85－力率／100）
 ただし、入札価格の算定には、力率100%とする。
- （イ）電力量料金
 使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。
 ・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価
- （ウ）燃料調整費
 燃料費の調整を行う場合は、当該地区を所轄する一般電気事業者が採用する。
 燃料調整単価を用いて以下の算式により算出する。
 ・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）
ただし、入札価格の算定には考慮する必要はないものとする。
- （エ）再生可能エネルギー発電促進賦課金
 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地区を所轄する一般電気事業者が定める電気供給条件による。
ただし、入札価格の算定には考慮する必要はないものとする。
- ③ 電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。
- （ア）契約電力の単位は1kWとし、端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- （イ）使用電力量は1kWhとし、端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- （ウ）力率の単位は1%とし、端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- （エ）料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、端数は切り捨てることとする。ただし、消費税等相当額を加算する場合は、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、端数はそれぞれ切り捨てることとする。

5 請求及び支払方法

電気料金の請求は、算定後、毎月、所管課等ごとに行うこと。請求の際には、請求書のほかに、施設ごとの内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を添付すること。

五條市は、供給者からの請求を受けてから、供給者が定める供給条件等の規定に基づきその代金を遅滞なく支払うものとする。

＜対象施設＞	＜所管課等＞
① 五條市役所・奈良県五條総合庁舎	総務管財課
② 五條市役所西吉野支所	西吉野支所地域市民課
③ 五條市役所大塔支所	大塔支所地域市民課
④ 旧五條市役所本庁舎	総務管財課
⑤ 保健福祉センター	保健福祉センター
⑥ 人権総合センター	人権総合センター
⑦ 斎場ハートピアさくら	斎場ハートピアさくら
⑧ エコ・リレーセンターごじょう	エコ・リレーセンターごじょう
⑨ 養護老人ホーム花咲寮	養護老人ホーム花咲寮
⑩ 上野公園（ベストライン上野パーク）公園緑地課	公園緑地課
⑪ 上野公園総合体育館（ベストラインシダーアリーナ）	公園緑地課
⑫ 五條中央公園	公園緑地課

⑬ 五條市林産物加工施設	農林政策課
⑭ 五條小学校	教育総務課
⑮ 牧野小学校	教育総務課
⑯ 五條東小学校	教育総務課
⑰ 五條南小学校	教育総務課
⑱ 五條中学校	教育総務課
⑲ 五條東中学校	教育総務課
⑳ 五條西中学校	教育総務課
㉑ 西吉野農業高等学校	教育総務課
㉒ 学校給食センター	学校給食センター
㉓ 須恵公民館	生涯学習課
㉔ 二見公民館	生涯学習課
㉕ みらいこども園	子ども未来課
㉖ ゆめこども園	子ども未来課
㉗ きぼうこども園	子ども未来課

6 連絡体制

供給者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記載した書類を代表者の記名押印後、五條市に提出すること。

- ① 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- ② 当該契約担当者名、組織図及び連絡先

7 その他

- ① 供給者ごとに設定する割引制度などがあれば、適用することも可とする。
- ② 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関西圏内の送配電事業者が定める供給条件によるほか、発注者受注者双方協議のうえこれを定める。
- ③ 契約については、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、五條市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、五條市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- ④ 電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込等を行うものとする。
- ⑤ この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

8 問い合わせ先

〒637-8501

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市役所 総務部総務管財課

TEL: 0747-22-4001 (内線 247・213)

FAX: 0747-24-5611

E-mail: soumukanzai@city.gojo.lg.jp

※電話による問い合わせは、土日祝日を除く平日8時30分から17時15分まで